

国土地理院施設の耐災害性強化対策【国土交通省】

施策概要 国土地理院施設の主要な施設の外壁や電気設備改修を行い、耐災害性強化を実施

効果 地震、竜巻、豪雨等の大規模自然災害の発生時においても、被災状況を示した地図等の情報を国の災害対策機関や地方公共団体等へ確実に提供

全国的な対策と効果

【電気設備の改修】



災害対応に不可欠な非常用自家発電設備の整備

【サーバ室への消火設備設置】



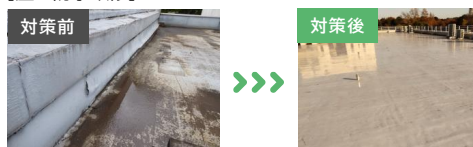
地震による火災等から電子機器を守る

【入退室管理システムの更新】



サーバ室のセキュリティ確保

【屋上防水改修】



漏水の防止

【電話交換設備の更新】



経年劣化した電話交換設備の更新

【外壁改修】



漏水の防止・壁剥落の防止

災害発生時の国土地理院の対応

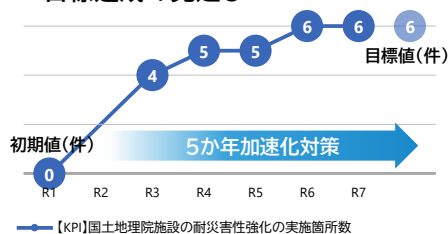
地震	地殻変動情報、被害エリアの公開、地震で使えなくなった基準点の復旧等
台風・豪雨	被災後の空中写真、浸水や崩壊地等の被害エリアの公開、土地の情報等の発信
火山噴火	地殻変動情報、被害エリアの公開、関連する火山の情報等の発信

■ 予算額(国費)(加速化・深化分)

R3	R4	R5
1億円	0.3億円	1億円
R6	R7	累計
1億円	1億円	5億円

※ このほか、加速化・深化分以外の予算も措置されている

■ 目標達成の見通し



整備事例

国土地理院施設の耐災害性強化により、災害時でも施設機能(被災状況把握等)を維持する



国土交通省国土地理院



茨城県つくば市



国土地理院施設の電気設備の改修・更新

■ 災害時のリスクイメージ



■ 電気設備の改修



災害対策に必要な電力の確実な確保

■ 事業費

2.1億円(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)2.1億円)

■ 事業の背景(地域の課題)

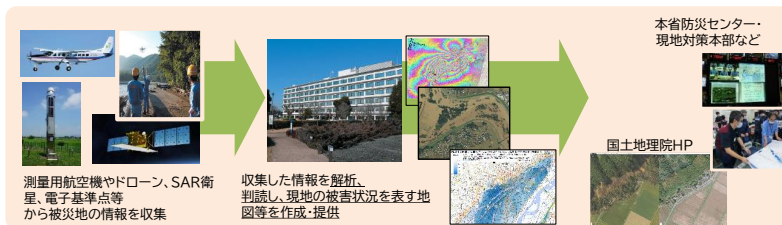
国土地理院は、土地の測量と地図の調製に関する唯一の国家機関であり、平時より国土の管理、領土の明示に関する情報の安定的な提供を図ることが求められており、また、災害対策基本法における指定行政機関にも位置付けられています。
しかしながら、本院が所在するつくば市では首都直下地震で震度6弱以上が想定されているにもかかわらず、本院の事業を継続して行うために必要な施設や設備について経年劣化による老朽化が著しい状況であり、災害時においても継続して事業を実施するための改修や更新を行う必要がありました。

■ 事業の内容

災害時における施設機能の維持のため、経年劣化した電気設備(非常用自家発電設備、電力監視設備等)の改修・更新を行い、7日間の停電に確実に耐え得るなど施設の耐災害性強化を図りました。

■ 見込まれる効果

地震による停電発生時においても国土地理院施設の機能を維持することで、迅速かつ効率的・効果的な災害対応を可能にし、関係機関・地方公共団体等の初動対応や復旧・復興の支援など国民の安全・安心な生活の確保に貢献することができると見込まれます。



(1)	1	人命・財産の被害最小化	激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
(2)	2	交通・ライフラインの維持	インフラの老朽化対策
(1)	3	施策のデジタル化	国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
(2)		災害関連情報の高度化	